

## 連結自己資本の構成に関する開示事項（平成25年12月末）

（単位：百万円、％）

項目		経過措置による 不算入額	国際様式の 該当番号
<b>普通株式等Tier1資本に係る基礎項目</b>			
普通株式に係る株主資本の額	359,766		1 a+2-1c-26
うち、資本金及び資本剰余金の額	77,793		1a
うち、利益剰余金の額	286,070		2
うち、自己株式の額（△）	4,096		1c
うち、社外流出予定額（△）	—		26
うち、上記以外に該当するものの額	—		
普通株式に係る新株予約権の額	243		1b
その他の包括利益累計額及びその他公表準備金の額	—	111,621	3
普通株式等Tier1資本に係る調整後少数株主持分の額	—		5
経過措置により普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	5,356		
うち、少数株主持分等に係る経過措置により算入されるものの額	5,356		
普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額（イ）	365,366		6
<b>普通株式等Tier1資本に係る調整項目</b>			
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	—	5,568	8+9
うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額	—	—	8
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額	—	5,568	9
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	—	—	10
繰延ヘッジ損益の額	—	△ 77	11
適格引当金不足額	—	9,179	12
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—	13
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—	14
前払年金費用の額	—	8,743	15
自己保有普通株式（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	6	16
意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額	—	—	17
少数出資金融機関等の普通株式の額	—	—	18
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—	19+20+21
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額	—	—	19
うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額	—	—	20
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—	21
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—	22
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額	—	—	23
うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額	—	—	24
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—	25
その他Tier1資本不足額	2,767		27
普通株式等Tier1資本に係る調整項目の額（ロ）	2,767		28
<b>普通株式等Tier1資本</b>			
普通株式等Tier1資本の額（（イ）－（ロ））（ハ）	362,599		29

その他Tier1資本に係る基礎項目				
その他Tier1資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	—		31a	30
その他Tier1資本調達手段に係る新株予約権の額	—		31b	
その他Tier1資本調達手段に係る負債の額	—		32	
特別目的会社等の発行するその他Tier1資本調達手段の額	—			
その他Tier1資本に係る調整後少数株主持分の額	2,244		34-35	
適格旧Tier1調達手段の額のうちその他Tier1資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		33+35	
うち、銀行及び銀行の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額	—		33	
うち、銀行の連結子法人等（銀行の特別目的会社等を除く。）の発行する資本調達手段の額	—		35	
経過措置によりその他Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	△ 422			
うち、その他の包括利益累計額に係る経過措置により算入されるものの額	△ 422			
その他Tier1資本に係る基礎項目の額 (二)	1,822		36	
その他Tier1資本に係る調整項目				
自己保有その他Tier1資本調達手段の額	—	—	37	
意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額	—	—	38	
少数出資金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額	—	—	39	
その他金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額	—	—	40	
経過措置によりその他Tier1資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額	4,589			
うち、適格引当金不足額に係る経過措置により算入されるものの額	4,589			
Tier2資本不足額	—		42	
その他Tier1資本に係る調整項目の額 (ホ)	4,589		43	
その他Tier1資本				
その他Tier1資本の額 (二) - (ホ) (ヘ)	—		44	
Tier1資本				
Tier1資本の額 (ハ) + (ヘ) (ト)	362,599		45	
Tier2資本に係る基礎項目				
Tier2資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	—		46	
Tier2資本調達手段に係る新株予約権の額	—			
Tier2資本調達手段に係る負債の額	—			
特別目的会社等の発行するTier2資本調達手段の額	—			
Tier2資本に係る調整後少数株主持分の額	372		48-49	
適格旧Tier2資本調達手段の額のうちTier2資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		47+49	
うち、銀行及び銀行の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額	—		47	
うち、銀行の連結子法人等（銀行の特別目的会社等を除く。）の発行する資本調達手段の額	—		49	
一般貸倒引当金Tier2算入額及び適格引当金Tier2算入額の合計額	915		50	
うち、一般貸倒引当金Tier2算入額	915		50a	
うち、適格引当金Tier2算入額	—		50b	
経過措置によりTier2資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	79,002			
うち、その他の包括利益累計額に係る経過措置により算入されるものの額	79,002			
Tier2資本に係る基礎項目の額 (チ)	80,290		51	

Tier2資本に係る調整項目			
自己保有Tier2資本調達手段の額	—	—	52
意図的に保有している他の金融機関等のTier2資本調達手段の額	—	—	53
少数出資金融機関等のTier2資本調達手段の額	—	—	54
その他金融機関等のTier2資本調達手段の額	—	—	55
経過措置によりTier2資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額	4,589		
うち、適格引当金不足額に係る経過措置により算入されるものの額	4,589		
Tier2資本に係る調整項目の額 (リ)	4,589		57
Tier2資本			
Tier2資本の額 (チ) - (リ)	(ヌ)	75,700	58
総自己資本			
総自己資本の額 (ト) + (ヌ)	(ル)	438,300	59
リスク・アセット			
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額の合計額	14,331		
うち、無形固定資産 (のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のもの。)に係る経過措置により算入されるものの額	5,568		
うち、前払年金費用に係る経過措置により算入されるものの額	8,743		
うち、自己保有普通株式 (純資産の部に計上されるものを除く。)に係る経過措置により算入されるものの額	19		
リスク・アセットの額の合計額 (ヲ)	3,193,472		60
連結自己資本比率			
連結普通株式等Tier1比率 (ハ) / (ヲ)		11.35%	61
連結Tier1比率 (ト) / (ヲ)		11.35%	62
連結総自己資本比率 (ル) / (ヲ)		13.72%	63
調整項目に係る参考事項			
少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額	37,164		72
その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額	1,099		73
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に係る調整項目不算入額	—		74
繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に係る調整項目不算入額	0		75
Tier2資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項			
一般貸倒引当金の額	1,035		76
一般貸倒引当金に係るTier2資本算入上限額	915		77
内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額 (当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	—		78
適格引当金に係るTier2資本算入上限額	17,567		79
資本調達手段に係る経過措置に関する事項			
適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額	—		82
適格旧Tier1資本調達手段の額から適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額を控除した額 (当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	—		83
適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額	—		84
適格旧Tier2資本調達手段の額から適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額を控除した額 (当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	—		85